

玉議発 第 78 号
令和5年10月19日

玉 村 町 長 石川 眞男 様
玉村町教育長 角田 博之 様

玉村町議会議長 石内 國雄

政策提言書の提出について

玉村町議会では、各常任委員会（総務経済・民生文教）において、それぞれの所管事項に関する調査・研究を行っており、町内外の所管事務調査結果や委員会における議論等を踏まえ、別紙のとおり政策提言書を提出いたします。

町長には、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、実現に向けた取組を推進するよう要望します。

なお、本政策提言に対する町の検討結果や対応については、令和6年2月16日までに書面にて示されるよう求めます。

政策提言書

(令和5年度)

提言1 総務経済分野：① ふるさと納税奨励事業について
② 魅力発信機構について

提言2 民生文教分野：① 玉村町こども家庭センターの設置に向けて

令和5年10月19日
玉村町議会

総務経済分野の提言

① ふるさと納税奨励事業について

平成27年度に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されて以降、大幅に寄附件数・寄附金額が増加し、1億6,930万円（1万1,178件）となった。

しかしながら、町内在住者の他市町村への寄附もまた増加しており、さながら返礼品を目的とした他市町村との税（寄附金）の奪い合いの様相を呈している。

本来、この制度は、返礼品目的の寄附行為ではなく、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたものである。

現状では、税（寄附金）の流出が起きないように、返礼品の商品開発が不可欠ではあるが、玉村町の魅力をより広い視点から多面的に発信して、返礼品に頼らないふるさと納税の在り方を考えていくべきである。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 寄附者に対して、寄附金の利用目的を明確に示すとともに、どう活用されたかを具体的に報告することで、寄附者がふるさと納税制度による寄附の意義を実感できるようにすること。
2. 返礼品を伴わずに寄附を受けられる「企業版ふるさと納税」に、より注力すること。
3. 町内の「飲食店利用券」や「たまむら花火大会特別観覧席」などをはじめとする地域とのつながりを実感できる魅力ある返礼品の開発に取り組むこと。

② 魅力発信機構について

2040年までに消滅する恐れがある市町村が全国に896ほどあるといわれており、そのため、地方自治体では、それぞれが移住・定住の促進、人材支援などを通して人口の偏りを解消する施策を実施している。

また、総務省では、地域外の者が関係人口となる機会・きっかけの提供に取り組む地方自治体を支援するモデル事業を「関係人口創出・拡大事業」として実施している。

それぞれの事業の主な目的は、「関係人口」を増やすことで、地方からの人口流出を防ぎつつ、首都圏からの移住促進を狙いとしたものであるといえよう。

近年、玉村町でも急激に少子高齢化が進み、人口減少が顕著になってきている。

そのため、「魅力発信機構」を通して町の魅力の発信を行っているが、その活動状況を見ると、主に食やイベント等による「交流人口」を増やすための活動に終始しているように思われるのが否めない。「交流人口」の増加は、必ずしも移住等人口増加には結びつかないと考える。

本来、「魅力発信機構」の目指すべきところの一つとして、「関係人口の創出・拡大」もあげられるのではないか。

そのためには、新たに地域と関わりたい人と地域とがつながる機会を提供する取組が必要であり、地域の課題やニーズと関係人口の思いやスキルとをマッチングし、地域経済の活性化、ひいては移住・定住の促進につなげていく取組が必要である。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 下記の移住・定住に関わる総合的な情報発信に取り組むこと。
 - (1) 居住地の確保のための空き家や宅地などの住宅情報の提供
 - (2) 農業等の就業情報の提供
 - (3) 新たに移住してきた人への生活情報の提供
 - (4) 子育てのための総合的な地域情報の提供
 - ・ 保育所、幼稚園、学校教育、公園、自然環境等
 - (5) 公共機関で行っている移住・定住のための支援情報の提供等
2. 地域にゆかりがある人（特に玉村町からの転出者）に対象を絞り、地域とのマッチング機会を提供するよう取り組むこと。
3. ふるさと納税制度を活用している人など、玉村町に関心を持っている人に対して、地域と継続的な関係をもつ機会を提供すること。

民生文教分野の提言

① 玉村町こども家庭センターの設置に向けて

国においては、令和6年4月の改正児童福祉法により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとしている。

玉村町では、仮称「玉村町こども家庭センター」の令和6年度設置に向けて準備が進められているが、玉村町にとって、今取り組むべき最重要課題は、少子化問題であり、人口減少対策の大きな柱の一つと位置づけられる。

以上のことから、次のとおり提言する。

1. 子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を「連携」から、より一歩前に進めるとともに、利用者の増加が見込まれることから、特に、人材の確保、設置場所などに十分配慮すること。
2. 地域の関係主体とつながりながら、支援のためのサポートプランの作成や、サービスの勧奨・措置等を講じていくことで、一体的かつ継続的に子育て家庭をマネジメントすること。
3. 玉村町では、「発達支援センター」の機能も加えた町独自の「こども家庭センター」を設置し、子どもに関する相談窓口を一本化することとしているが、その実現に向けた支援体制を積極的に検討すること。
4. 庁内体制では、子ども育成課、健康福祉課、学校教育課の連携強化により、地域とのつながりを深めながら、家庭・学校・福祉等が一体的に支援できる体制整備を確立すること。